

## 第三次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況の概要について

### 施策 1 ライフステージや場の特性に応じた取組

#### (1) 学校等

##### ①幼稚園、保育所、認定こども園

○取組事項 事故に関する注意喚起情報の発信

\*保育所、認定こども園、公立幼稚園、私立幼稚園に対する注意喚起及び周知

文部科学省やこども家庭庁等から情報提供を受けた「こどもの事故防止週間」や「熱中症等の事故防止」、「送迎バスに対する安全装置の装備の徹底」について、注意喚起及び周知啓発を実施した。

##### ②小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

○取組事項 デモ授業、消費者啓発講座等による学校の取組支援

\*出前講座の実施

各学校による消費者教育を支援するため、教育委員会の協力を得て、専門講師を学校に派遣し、各生徒に合わせた授業を実施

令和6年度は、39校91クラスで実施。

令和7年度は、24校66クラスで実施（令和7年12月末現在）。

\*金融経済教育研究校の委嘱

研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成する。

令和6年度と7年度において各1校ずつ、新規で委嘱。

\*新学習指導要領の着実な実施と消費者教育の実施

消費者教育の内容の充実が図られている新学習指導要領へ円滑な移行を行う。

令和6年度から新学習指導要領が、高等学校全日制課程の全学年で実施されたことから、教育課程研究協議会等において公民科、家庭科等の各教科の教員に対して消費者教育推進の説明等を実施。また、金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携し、出前講座の実施を働きかけた。

- 取組事項 成年年齢や靈感商法等の消費者被害に遭いやすい類型・手法等についての周知・啓発

\*啓発チラシ等の配布

県内高等学校に対して消費者庁作成のチラシ「気を付けて！悪質商法」を配布。

\*教材の作成・提供

消費者被害に遭いやすい類型・手法について、県独自教材の作成・提供を行うとともに、SNS等を活用し、情報提供を行う。

令和5年度に作成した消費者教育動画「消費者トラブルにあわないために」を、SNSにおいて広告を実施し、若者やその親世代に対して情報提供を行った。

(県公式YouTubeへ掲載：約12万閲覧(令和7年12月末現在))

- 取組事項 子供が巻き込まれやすいトラブル事例などの情報提供

\*啓発チラシ等の作成・配布

巻き込まれやすいトラブル事例に関するチラシ等の提供を行う。

また、近畿府県共同で作成した啓発チラシ「あま〜い誘いにご用心」を希望した高等学校に対して配布し、情報提供を行った。

### ③大学、専門学校等

- 取組事項 消費者市民社会構築に向けた若者が身に付けるべき知識の情報提供

\*消費者啓発講座の実施

県消費生活センターの消費生活相談員を大学等へ派遣する。

8校へ講師を派遣し、665人が参加。

- 取組事項 成年年齢や靈感商法等の消費者被害に遭いやすい類型・手法等についての周知・啓発

\* (再掲) 啓発チラシ等の配布

啓発チラシを配布し、県内大学、専門学校へ情報提供を図る。

\* (再掲) 教材の作成・提供

消費者教育教材を作成し、県内大学へ提供を行う。

## (2) 地域社会

### ①地域

○取組事項 生活教養講座の実施

\*生活教養講座の実施

県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる生活教養講座を開催する。

8回実施し、174人参加。

○取組事項 消費者啓発講座の実施

\*消費者啓発講座の実施

県消費生活センターにおいて、地域に出向いて消費生活相談員による消費者啓発講座を実施する。

18回実施し、539人参加。

\*金融広報アドバイザー講師派遣

16箇所において、16回実施。

○取組事項 高齢者・障害者見守りネットワーク構築支援

\*見守りネットワーク構築の支援

県内の市町村においての見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の構築を支援する。

市町村を訪問し見守りネットワークの設置を促した。  
令和6年4月、新たに紀美野町、那智勝浦町にて設置。  
※現在の設置数13市町

### ②家庭

○取組事項 啓発物品等による消費者被害防止や消費者市民社会構築に向けた情報提供

\*消費生活サポーターを通じた情報提供

消費生活サポーターを通じ、消費生活に関する情報を地域住民に提供。

情報誌「くらしのとびら」(春・夏・秋・冬 年4回)、ホットな消費者見守りニュース(毎月)作成・配布し情報提供。

### (3) 職域

○取組事項 事業者向け研修会の開催

\*消費者教育教材等の情報提供

県内企業に対して、消費者庁が実施している、事業者向けの消費者教育における研修会や教材について、情報提供を行った。

## 施策2 関係機関との連携・協働

### (1) 教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携

#### ①教育行政分野との連携

○取組事項 教員が消費者教育を実践するための研修等の実施

\*学校関係者を対象とした消費者教育研修の実施

教員が自ら消費者教育に関する取組を授業に取り込むために必要な知識を習得するため、学校関係者を対象とした専門研修を実施する。

教員向け消費者教育セミナーを12月26日に開催し、学校関係者25人が参加。若者の消費者トラブルの現状や新学習指導要領を踏まえた消費者教育の展開について、研修を実施した。

#### ②福祉行政分野との連携

○取組事項 「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」を通じた注意喚起情報などの情報発信、連携

\*県消費者被害防止ネットワークによる情報提供

国民生活センター発行の「見守り新鮮情報」を28構成団体に27回情報提供。

#### ③その他、消費者教育関連分野との連携

○取組事項 消費者啓発講座の実施（環境、金融等）

\*消費啓発講座（食品ロス）の実施

食品ロスをテーマとした出前講座を8か所、488名に対し実施。

## (2) 消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

○取組事項 講師派遣等に関する連携

\* (再掲) 生活教養講座の実施

○取組事項 事業者の消費者市民社会の形成に関する取組との連携

\* 事業者の CSR 活動等との連携

県内企業に対して、事業者向けの消費者教育教材について、情報提供を行った。

○関係団体の取組 (資料3のとおり)

## (3) 災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携

○取組事項 「生活教養講座」における災害時、非常時の消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけの情報提供

\* 生活教養講座

1回実施 (17人参加)

## 施策3 消費者教育の担い手の育成

○取組事項 消費生活サポーターの育成と活動支援

\* 消費生活サポーター育成と活動支援

地域において、地域の見守りや知識を広げる担い手となる消費生活サポーターを育成する。

消費生活サポーター登録人数260名 (令和7年3月31日時点)  
サポーター養成講座や研修会を県内2か所で実施  
令和5年度に作成した消費生活サポーター手帳<sup>\*</sup>を配布し、各種注意喚起情誌等を提供  
<sup>\*</sup>消費生活サポーターの役割や活動方法について記載したもの

○取組事項 消費生活相談員の養成

\* 消費生活相談員の養成講座

地域において、消費者に適切なアドバイスをする消費生活相談員を養成するための講座を開催する。

令和6年度は、7、8月の13日間で実施 (受講者21名)  
令和7年度は、7、8月の13日間で実施 (受講者16名)

○取組事項 教員が消費者教育を実践するための研修等の実施

\* 専門研修事業（教員対象）の実施

県教育センター学びの丘において、教員を対象とした専門研修を実施。

「効果的な ICT の授業活用研修」、「食に関する指導に係る研修」  
「食中毒の予防に係る研修」、「食育に関する実践発表、講義・演習」

#### 施策 4 市町村の取組支援

○取組事項 消費者教育の取組に関する財政支援

\* 市町村の消費者教育等の取組に対し財政支援を実施（地方消費者行政強化交付金）

28市町村に2,952万4千円を交付（有田市と高野町を除く）

○取組事項 消費生活相談員のスキルアップと消費者教育の実践支援

\* 市町村消費生活相談員を対象にした研修（OJT）を開催

1名に対して実施

○取組事項 行政担当者研修の実施

\* 行政担当者研修

消費者行政担当者を対象とした初任者研修、実地研修、専門研修を複数回開催